

組織改正のお知らせ

平成18年4月1日より、千葉県組織改正に伴い、当地区を担当しております「東葛飾地域整備センター 柏整備事務所木地区事業室」が新たに設置される「東葛飾地域整備センター流山区画整理事務所」へ移転することになりましたのでお知らせします。

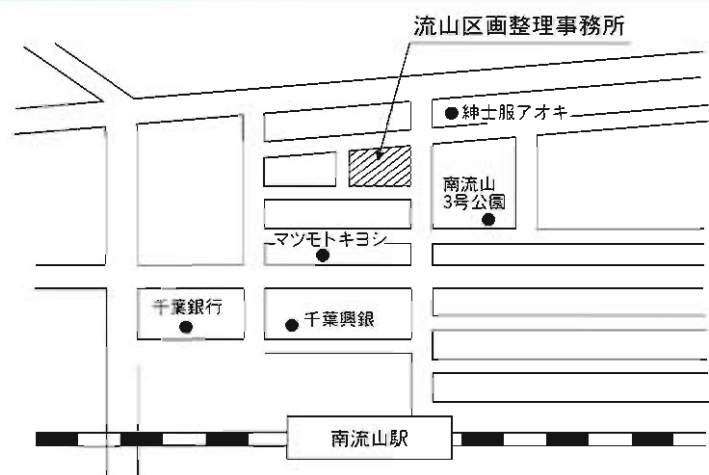
新事務所は当「木地区事業」と千葉県企業庁へ委託してありました「流山都市計画事業運動公園周辺地区一体型特定土地区画整理事業」を合わせて所掌することとなります。

なお、新事務所は千葉県企業庁流山建設事務所が使用していた建物を引き継ぐこととなります。

千葉県東葛飾地域整備センター 流山区画整理事務所



案内図



千葉県東葛飾地域整備センター
流山区画整理事務所
〒270-0163 流山市南流山1丁目13番地

TEL 04-7150-
 総務課直通—4500
 管理移転課直通—4502
 換地課直通—4504
 工務課直通—4508
 木地区換地課直通—4501
 木地区工務課直通—4503
 FAX 04-7150-4506

お願い

建築行為の制限

事業を円滑に進めるため、建築行為等の制限があります。土地区画整理事業の施行の障害となる恐れがある、建築物の新築、改築、増築、または移動の容易でない物件の設置、堆積あるいは切土、盛土等をする場合は、知事の許可（土地区画整理法第76条申請）が必要ですので「行為許可申請書」を提出してください。

なお、申請に際しては事前にご相談くださるようお願いいたします。（問い合わせ先：換地班）

権利の変動届出について

地区内の土地を売買・相続等により所有権の移転をした場合は、登記簿謄本等を添付して、「権利変更届出書」を提出してください。

また、借地権等の権利変動が生じた場合にも届出してください。

なお、様式については、木地区事業室に用意してあります。（問い合わせ先：換地班）

問い合わせ先

千葉県東葛飾地域整備センター 柏整備事務所 木地区事業室
 〒270-0163 流山市南流山3丁目6番地の7
 TEL04-7158-2136 FAX04-7158-2133

第1号

流山都市計画事業木地区
一体型特定土地区画整理事業

平成18年3月24日発行
 発行/千葉県東葛飾地域整備センター
 柏整備事務所木地区事業室
 ☎04(7158)2136

流山木地区 まちづくりだより



発刊にあたって

千葉県東葛飾地域整備センター柏整備事務所

所長 佐藤 勇

江戸川を吹く風も次第に温かさを増し、春の香りが漂い出す季節となりました。

当地区は、平成17年4月より千葉県住宅供給公社から千葉県が事業を引き継ぎ、新たな施行者となって1年が過ぎようとしております。この間、地権者の皆様方をはじめ流山市及び関係機関の皆様方には多大なるご尽力をいただき、順調に事業が進められておりますことに厚くお礼申し上げます。

つくばエクスプレスも皆様方のご協力により、昨年8月無事開業したところです。この開業によりまして土地区画整理事業も一層のはずみがつくものと思われます。

また、「流山都市計画事業木地区一体型特定土地区画整理審議会」が県施行として新たに設置され、去る1月24日に第1回審議会を開催したところでございます。当地区内の工事実施状況についても昨年後半より右岸調整池工事、宅地造成工事など工事が本格化し、事業が再開されたと実感できるまでになりました。

4月からは、新しい組織で事業を担うこととなりますが、一日も早く整備促進が図れるよう職員一丸となって努力してまいりたいと思っておりますので、皆様方の一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。